

日本国憲法と皇室典範
— 西洋近代法思想と日本人の心性の乖離 —

大久保 哲

Japanese Constitutional Law and Tennou

OOKUBO Satoshi

序

言うまでもなく、皇室典範は、日本国憲法の下位規範としての一法律に過ぎない。ところが、日本国憲法の各条文と皇室典範の条文の規定を読み比べると、別世界の感がある。これが同じ規範に拘束される法の世界であろうか、との思いである。

本稿において、日本国憲法の観点から皇室典範の条文の世界を見てみたい。

なお、筆者は既に、天皇や皇室自体の存在には何ら反対するものではないが、国家の中に据えられた国家制度としての天皇制には反対の旨を表明している。（「私の天皇制」宮崎産業経営大学法学論集第 24 巻第 1・2 号、2016 年）

なおこの「何ら反対するものではない」の趣旨は、本人達さえ受容するのであれば、天皇・皇族は美しく静かな古都の京都御所に美しく居てほしいという極めて情緒的な天皇論に基づくものである。「美しい日本」は、川端康成のノーベル賞受賞の際のスピーチを共有する。決して、政治家の言う「美しい日本」と同質ではない。それぞれの生まれた土地と気候と自然と文化への愛着と「美しさ」の概念は、すべての世界中の人々の異なる「美しさ」と共通するものである。

その上で、天皇と皇族を、国家の制度の軛から「解放」すべきであるという趣旨の天皇制廃止論である。

なお、天皇制廃止について戦後まもなく論陣を張ったのは、憲法学者の宮澤俊儀である。「日本国憲法と天皇制」（法律タイムズ 1 号、1947 年 2 月）、「皇室典範について」（法律タイムズ 2 号、1947 年 3 月）等の論考が戦後先行した天皇制廃止論である。これらの主張は、現行憲法の制定が「八月革命」であるとの言説に結びついている、とされる。無論、主権の在所が天皇（大日本帝国憲法第一條）から国民（日本国憲法第一條）に変わることは、「革命」と呼ぶ余地があろう。

この「八月革命説」に対しては、「共産政権樹立を日本に待望した詭弁」との激しい政治的な攻撃が加えられている。さらに、芦部信喜、高見勝利、清宮四郎、小林直樹の憲法学者も同様の主張である、と批判されている。（中川八洋『悠仁天皇と皇室典範』2007 年、194 ページ以下）。

中川は「女性天皇反対論」の論陣も張っている。『皇統断絶 女性天皇は、皇室の終焉』（2005年）、『女性天皇は皇室廃絶、男系男子天皇を、奉載せよ』（2006年）。この他に、「女帝反対論」としては、小堀桂一郎『皇位の正当性について―「万世一系の皇祚」理解のために』（2006年）がある。

また、皇室典範の制定過程については、既に研究業績がある。憲法二十四条二項の「男女平等」の観点から、皇室典範の制定の審議過程や問題性を論じたものとしては、陸路順子『法の中の男女不平等』（1993年）がある。

また、奥平康弘『「万世一系」の研究「皇室典範なるもの」への視座』（2005年）がある。

ここでは、政治的問題としての天皇制廃止如何の議論、女性天皇の可否論には立ち入らず、憲法の条文と皇室典範の条文の間に論理的整合性が成り立ちうるか、成り立たないとすれば、なぜ74年間も皇室典範が憲法と並んで存続しているのか、なぜ多くの日本人が皇室典範に基づく天皇・皇族のあり方に疑問を持たず、改正乃至は廃止の運動が起こらないのか、という観点から考えてみたい。

なお、園部逸夫は、戦前の天皇機関説を踏襲して、憲法が規定する天皇は「国の機関としての側面」がある、それゆえ、天皇の「私人としての側面」に対する規範である憲法、民法は「直接関係のない規範である」として、国家機関の側面と私人の側面の双方の側面を持つ天皇の統一的な法的位置づけを試みた。（園部逸夫『皇室法概論』、2002年11ページ以下。）園部逸夫の論は、近代法としての憲法とその下位規範である民法等と皇室典範の規範を、天皇の持つ「二つの側面」から統一的に構成したものであると言えよう。

最高裁判事の定年後まもない70代の園部をして、640ページを越し巻末の参考文献は130以上を渉猟した浩瀚な書物で皇室法を説明しようと駆り立てたものは何であろうか。裁判官、最高裁判事、大学教授を歴任した法律家として、天皇の存在を憲法と調和させたかったのであろうか。そこまで園部を駆り立てた切実な内的動機は、近代法と皇室典範のあまりの乖離に、裁判官を基軸とする法律家として、合理的な論理で説明したいとの思いではなかったのではなかろうか。例えるならば、天皇と皇室は、近代法に基づく法律家としての園部の喉仏に引っ掛かり続けた魚の小骨のようなものではなかったのかと勝手に推測するのである。

明治の森鷗外は、「Als obの哲学」という短い文章の中で、「まるで事実であるかのように考える（ドイツ語で「Als ob」、英語で「as if」、事実でないことを事実と仮定する仮定文の表現である）」という思想を述べている。

森鷗外は、直接は書いていないが、これは、現人神とされた天皇の下にある大日本帝国陸軍軍医という「天皇の官吏」という側面と、近代思想を抱く明治期有数の近代人としての文豪の立脚点の余りにも大きな乖離をなんとか埋めようとしたのではないか、と言えるのではないか。

明治の森鷗外、現在の園部逸央、同じく「天皇の官吏」として生きながら近代の精神を抱いていた彼らは、そこまで切迫した近代思想と天皇の存在の乖離と矛盾に直面しながら、なぜなお共生しようとするのであろうか。いっそ、どちらかに立脚すれば、内的な乖離と分裂に駆り立てられて、破綻しているとしか思えない営為をなすことはないのではないか、と思われてならない。

本稿は、そのような西洋由来の近代法としての憲法と「日本古来の多くの日本人の心性」に基づく皇室典範の乖離を統一的に説明しようと試みるものではない。破綻が明白な論理には立脚しないことを、あらかじめ断っておきたい。また「それが日本人というものだ」という一種の諦観に基づく、法律家としては認めがたい責任放棄の論理にも与しない。

むしろ、立場は違えても、中川八洋や小堀桂一郎のような、立場を鮮明にした激烈過激な天皇制主義者、天皇制擁護者の法律家と深く共鳴するものである。

無論、これまで憲法と皇室典範の並存になんら違和感を持たず、異議を唱えない大多数の憲法学者への疑問、「対抗言論のすべてを総動員して民主主義、人間の尊厳を守らなくてはならない。」(前田朗『ヘイト・スピーチ法研究要綱 反差別の刑法学』「本の帯」と「はしがき」(2021年))という地点を出発点として共有する。

一、憲法と皇室典範の条文の論理的関連について 皇位の継承について

憲法(昭和21年、1946年)第二条は、天皇の地位について「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」と規定する。

この規定を受けた皇室典範第一条は「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」と規定する。

この規定は、昭和22年(1947年)の現行の皇室典範制定時に、旧皇室典範(1889年、明治22年)の「第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス」をそのまま継受したものである。

この旧皇室典範第一条は、大日本帝国憲法第二條「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス」に基づくものである。

旧皇室典範は、皇室典範増補(1907年、明治40年2月)、皇室典範増補(1918年、大正7年11月)においても、変更されることなく一貫して維持されている。

まず、憲法二条の「皇位が世襲」である、という点についてである。

この「世襲制」は、憲法第十三条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」の条文の規定、更には、憲法第二十二條「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」

の条文と、いかに整合するのであろうか。

まず、「天皇が憲法十三条の『個人』に当たるか」、次いで、天皇に「基本的人権」があるか、という問題が先行する。

二、天皇は「個人」か

憲法第一条は「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と規定する。

では、いかなる範囲で、天皇は「日本国の象徴」として存在するのか。

憲法第四条は「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。」と規定する。

そうだとすれば、「国政に関しない権能」として「国事に関する行為以外の行為」は、「象徴としての行為」ではない、と言える。(横山晃一郎『たった一人のために』(1990年)「二 II 象徴ということ」(1952年)) そうすれば、「国事行為以外の行為」を行う際の天皇は、日本国家の法的制度から「解放」された存在である、と考えられる。

天皇の国事行為については、第三条「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。」とあるが、国事行為以外の天皇の行為については、内閣がいかなる形で関与するかは、規定されていない。

つまり、国事行為以外の行為については、天皇は「象徴」として存在するのではなく、「行為の自由」があると言える。

「自由とは、他人を害しないすべてのことをなしうることにある。」「自由の限界は、法律によってでなければ定められない。」つまり、「法的に禁じられていない行為はすべて自由である」(フランス人権宣言第4条による自由の定義「権利行使の限界」)という近代法の大原則が適用される。

三、天皇は基本的人権を有する主体か

次に、天皇は「基本的人権を有する主体か」である。

憲法上の基本的人権を享受する主体として、憲法第十一条は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と規定する。

この「国民」は、第十条で「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定される。具体的に憲法第十条により委任された法律は、国籍法である。

国籍法第一条は、「日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。」と規定する。そして、出生により日本国籍を取得するものとして、第二条「子は、次の場合には、日本国民とする。一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。」と規定す

る。

言うまでもなく、天皇や皇族が日本人ではない、などと主張する者は誰もいないであろう。

言いうるとすれば、天皇は日本「人」ではない、と言うしかない。そう言うことは、天皇は「人」でないという合理的に容認できない「信仰の主張」に過ぎない。無論、第二十条「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」と保障されているので、そのような主張をすることは認められる。

ところが、第二十条三項は「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」とある。国家の法的制度としての天皇について、そのような「信仰に基づく主張」は、法的な主張とは認めることはできない。

だとすれば、日本人として国籍法で認められる日本国籍は、天皇と皇族にも、当然認められるであろう。だとすれば、天皇は、「国民」の一人として「すべての基本的人権」を享有すると言わざるを得ない。

それゆえ、天皇は「国民の一人」として、すべての基本的人権を享有する主体となりえる。憲法の基本的人権を享有する主体は、「国民」（第十一条、第十五条）、「すべて国民」（第十三条、第十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条）、さらには、「何人」（第十七条、第十八条、第二十条、第二十二條、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十八条、第三十九条、第四十条）である。それぞれ、一切、限定は付いていない。天皇だけ例外とする憲法的根拠は存在しないと云わざるを得ない。

四、天皇に「職業選択の自由」はあるか

以上のように、天皇には、憲法第二十二条で保障された「職業選択の自由」があると言わざるを得ない。

では、その反論として、「天皇は憲法第二十二条にいう『職業』ではない」との主張は成り立ちうるか。

憲法第二十二条の「職業」の定義は、一般通念に委ねざるを得ない。人が生きていくために経済的な収入を得る手段は、すべて「職業」と言ってよいであろう。その点では、お布施や寄付で生活している僧侶等もまた、当然職業である。単に法人税法で税の免除を受けているに過ぎない。

天皇・皇族もまた、皇室経済法に基づいて支給される国家予算により生活している。やはり、社会通念に従えば、「天皇と皇族もまた、特殊ではあるが、生存を確保して生活を営むための『職業』の一つ」と言わざるを得ない。

園部の言う「国家機関としての側面」から、「天皇は国家的な機関としての存在であり、職業ではない」と主張することは、困難であろう。

政治家を含めてすべての国家公務員は、「国家的な機関」に属していても、職業としての仕事以外では自由であり基本的人権を有する存在である。天皇だけが「特別な国家機関」であり、職業ではないから職業選択の自由がないとする論理は、国家公務員と天皇は、法的に全く異なる人間である、との論理の上にしか築けない論理である。それはすなわち「差別」と呼ばれる論理である。

五、皇位世襲制と職業選択の自由

以上のように、憲法二条の「皇位世襲制」、それに基づく皇室典範の第一条と憲法二十二条「職業選択の自由」は、矛盾すると言わざるを得ない。

ここで混同してならないのは「能や歌舞伎、茶道など、世襲制は他にも存在するではないか」との主張である。憲法上で否応なく強制される「皇位の世襲」と、慣習的な自発的意思が擬制できる「解放」可能な世襲制とは、法的にはまったくの別物であることを再確認したい。

六、その他の皇室典範第一条と憲法の関係 皇位継承順位

皇室典範第一条の「皇位は、皇統に属する男系の男子」、第二条の年齢と血族関係の遠近による皇位の継承順は、憲法十四条の「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」の規定と、どのようにして両立しうるのか。

両立させる論理は、果てしなく困難である。天皇を「特別な存在」「憲法の枠外の例外的な存在」と措定するしか、論理は完成しない。それは、憲法の規定に悉く反する論理となってしまう。論理的には、憲法の「空白地帯」を認めざるをえなくなる。そうすれば、憲法がすべての法規の上位にある最高規範である、という法の世界の大原則が崩壊してしまうだろう。

つまり、皇位継承順位は、憲法で作られ認められた国家的・公的存在としての天皇の継承順は、法的論理的に成り立ちえない。

皇位継承の順位と同じく、皇室典範第十七条の摂政の順も、憲法との両立ができるのか。どのようにして両立しうるのか。両立しないと結論付けるしかありえないであろう。

七、その他の皇室典範と憲法の関係 養子の禁止

皇室典範第九条「天皇及び皇族は、養子をするができない。」は、民法第七百九十二条「成年に達した者は、養子をするができる。」と、養子の主体として無限定

に「成年に達した者」とした規定とどのようにして両立しうるのか。

天皇及び皇族の養子の禁止は、民法第七百九十三条から第七百九十八条の「養子の禁止乃至は制限」には、含まれていない。

これもまた、皇室典範に規定された養子を禁じられた天皇及び皇族だけが、すべての日本人の例外とされる規定だと理解せざるを得ない。

ここでもまた、天皇と皇族を「特別な存在」「憲法の枠外に存在する唯一のもの」と論理的に措定せざるをえなくなる。そうしなければ、法的論理的に一貫性が破綻してしまう。

八、その他の皇室典範第一条と憲法の関係 立后と皇族男子の婚姻

皇室典範第十条「立后及び皇族男子の婚姻は、皇室会議の議を経ることを要する。」は、憲法二十四条一項の「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」するとの規定、二項の「個人の尊厳と両性の本質的平等」の規定とどのように両立しうるのか。

なぜ、天皇と皇族男子だけが、自分自身の人生の伴侶を決める際に、親族関係も縁もゆかりもない、法的な家族関係が一切ない他人から構成される皇室会議の議を経なければ、婚姻が認められないのか。

運用上、皇室会議は天皇と皇族男子の婚姻を否定しない、という主張は、受け入れられない。運用の問題ではなく、自己の人生は自己で決定する法的な権利がある、という本質的な問題である。

園部は、前述のように、「天皇の私人としての側面」に当たる婚姻について、憲法と民法の婚姻に関する規範は「天皇の国家機関としての側面」からは「直接関係のない規範」であると切り分けて、この間の乖離を解決しようとした。この論理では、天皇の婚姻は、私人としての婚姻ではなく、国家機関としての婚姻としか言いようがない。そうすると、次の疑問を解消せざるを得なくなる。国家機関は婚姻しうるのか。国会は、内閣は、裁判所は、婚姻しうるのか。明らかに、結びつけることの不可能な二者を強引に結び付けた破綻した論理と言わざるを得ない。

九、憲法の基本的人権は、何のために存在するのか

そもそも、基本的人権を保障する憲法の規定は何のために存在するのか。

人は、生まれる父母とその環境を自己で選択することはできない。これは、人間が人為的に手を加えることのできない自然の摂理である。人間が人為的に手を加えるとすれば、それは、偶々ある父母の元に生まれた子供に、一人の人間として生きることが否定するほかない。子供を人間として否定する以外に、生まれた父母と環境により、子どもの人生を人為的に拘束する論理は成り立ちえない。

「身分制」の根本的で本質的な問題は、その出自によりその人間の人生を固定することにより、その人間の人としての尊厳を否定するばかりでなく、その人間が人であることを否定し、単なる社会的記号と化すことにある。

それゆえ、どのような環境に生まれたとしても、人は、生まれてから死ぬまで、自己の生存を可能とする「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法二十五条）を有する。そしてまた、尊厳ある個人として生きるために必要な教育を受ける権利（憲法二十六条）を有する。また、子供時代に自己の望まない過酷な労働を強制されない権利を有する（憲法二十七条三項）。

教育を経て、自己の人生を選択するために、職業をもって働く勤労の権利（憲法二十七条）を有する。そして、職業は、自己が望み、自己に適応する職業を選択する権利（憲法二十二条）を有する。無論、これには転職の自由も含まれる。職業に関しては、職業生活を送るうえで、自己の尊厳を守るための権利として、労働者としての権利（憲法二十八条）を有する。

偶々生まれ合わせた父母達の財産のみならず、自己が職業で得た財産も自己の自由にする権利（憲法二十九条）を有する。

そして、自己が望む生活を送る場所を選択する居住と移転の権利（憲法二十二条）を有する。

更には、自己の人生の伴侶を自己自身により選択して、法的に社会に認めさせる婚姻の自由（憲法二十四条）を有する。

憲法の規定から、「生きる権利」「自己の望むように人生の選択肢を選んで生きる権利」は導き出されるが、「死ぬ権利」は導き出されない。ただ、自殺を法の上で犯罪としない、というだけのことである。法的な権利としての「自己の死についての自己決定権」は、否定されるべきである。どうしても死にたいというのなら、法的な権利など主張せず、他者の手を借りず、あらゆる他者にあらゆる害悪と損失を加えない形で、胡散消滅すべきであろう。死期を悟った動物が群れを離れて、独りで死ぬように。

以上をまとめれば、憲法の基本的人権は、人が、法的な平等の下で、他者から不当な介入を受けることなく、まして他者によって自己の人生を左右されたり決定されることなどなく、自己の尊厳を保ちながら、自己の人生を自由に生き続けることを保障している。

もちろん、権利であるから、放棄は可能である。だが、権利の行使と同じく、権利の放棄の正当性も、公共の福祉の下で制約されている（憲法十二条）と言わざるをえない。不当な権利の濫用が許されないのと同じく、不当で理不尽な権利の放棄も許されないと解するべきである。

なぜ、天皇と皇族は、人間として当然持っている権利の不当で理不尽な放棄を、生まれつき強制されているのか。そして、なぜ、自己の望む他の人生の選択肢を奪われているのか。なぜ、皇族と婚姻した女性達は、不当で理不尽な権利の放棄を強制され

て、ありふれた「普通の幸せ」を放棄せざるを得ないのか。不平を言うことも許されず、自己の存在を主張することも許されず、溜息さえつけないのは、なぜなのか。

十、なぜ皇室典範は存続し続けるのか

以上で論じたように、皇室典範の条文の「世界」は、憲法の条文の「世界」とは相容れない条文に充ちている。一貫性を保とうとすれば、どちらかが論理的に破綻する。どちらかの世界しか、法的には存続しえない。

この点で、天皇と皇族を、本人の意思とは無関係に、憲法とは「別世界」にある国家の法的体制の中に強制的に拘束する、という構造になっていると言えよう。

また、偶々皇室に生まれたというだけで、子供の人生を固定して、一つの生き方を強制する構造だと言えよう。果たして、天皇家に生まれる子供、皇族と婚姻する女性達は、幸福（憲法十三条）と関わりを持ちえるのか。

奥平康弘は、戦後の天皇制の存続を巡る皇室典範の制定過程を『『皇室典範的なるもの』への拘泥』と呼び、皇室法ではなく皇室典範という「言葉遣い」（フレイジオロジー）は、社会的支配層が、「こうしたことばの持つ魔力を十分に意識して言説を弄したのか、あるいはこの魔力に無自覚的に酔い痴れていたのか、どちらかであるのが見て取れる」（奥平康弘『「万世一系」の研究「皇室典範なるもの」への視座』（2005年）83ページ）と結論付けている。

果たして、当時の社会的支配層は、「ことばの魔力」を利用して言説を弄した、とか、「ことばの魔力に無自覚的に酔い痴れていた」だけだと、退けることができるであろうか。

その「ことばの魔力」が、戦後74年間も作用し続けている、と言えるのであろうか。

なぜ、多くの日本人は、憲法の世界と別世界の皇室典範の「二つの世界」を受け入れているのか。あるいは、少なくとも、相容れない「二つの世界」が存在することに、疑問や違和感を抱かないのか。

そこにおいては、千年以上も続く天皇という存在に対する多くの日本人の不可思議な心性についての冷静で伶俐な分析が不可欠であろう。

憲法の世界を欧米由来の近代法の精神の世界とすれば、皇室典範の世界は多くの日本人の心性の世界と呼ぶことができよう。その二つの世界には、一見した以上に、簡単には埋めることのできない深い乖離が存在する。

まず、両立しがたい二つの世界が存在すること、そしてその二つの世界が乖離していることを自覚したうえで、二つの世界を架橋する論理が必要となろう。もしそれが破綻するのであれば、二つの世界を認めない論理と、自己がどちらの世界に与するかの意思決定と立場の表明が必要であろう。少なくとも、法律家はそのような営為をな

すべきである。

十一、天皇制からの解放を目指して

憲法の世界と皇室典範の世界が併存し続ける基盤には、明治以降の近代的な人工的制度としての天皇制ではなく、長い日本の歴史に基づく「多くの日本人の心性の世界における天皇という存在」があるのではないか。

その多くの日本人の心性の深部にまで切り込むには、欧米由来の近代法の精神を持ち出すだけでは理解もできないし、まして、国家制度としての天皇制の廃止と、人間としての天皇・皇族の「解放」を実効的に論じることもできないであろう。

欧米由来の近代法の精神から論じたとしても、天皇の存在を心中に深く抱いている多くの日本人を説得することなど、不可能であろう。「日本的なるもの」と真摯に向かい合わなければ、「日本的なるもの」を克服することは叶わないであろう。

単純な天皇制廃止論は、根から欧米由来の近代法の精神にどっぷりとつかった無自覚な法律家を除けば、日本人である自己自身の心性を破壊しかねない。注意深く、心中を腑分けして、天皇制を除去したうえで、天皇を国家と法と関係のない場所に据えるしかないであろう。多くの日本人の心性を破壊しないためには、細心の注意が必要であろう。

十二、なぜ天皇という存在に拘泥するか

上皇は、「生きたまま天皇として没すれば、家族を苦しめる」として、生前退位の意思表示をした。上皇をそこまで追いやったのは誰か。昭和天皇が病を得て亡くなるまでの長い期間の報道等の取扱は、人として死ぬことの尊厳を否定したものでなかったか。上皇を生前退位に追い込んだのは、一人の人としては受け入れがたい父親の最期をすぐ側で見ていた人としての家族としての苦悩からではないか。

また、雅子皇后を数十年間、適応障害に陥らせて苦しませ、今また、秋篠宮眞子妃を複雑性 PTSD に追い込んで苦しませてまで、なぜ私達は、凝りもせず、天皇制と皇族を存続させるのか。なぜ彼らや彼女らを、その苦境から「解放」しようとはしないのか。

その背後には、「ある特定の状況にいる他人」の苦しみに対する無関心と想像力の欠如、「あの人達は何を言っても構わない存在である」「あの人達は自分達とは異なる人達である」、さらに言えば「あの人達は自分と同じような人間ではない」という「他者による社会的役割の強制」「他者による社会的存在の否定」、そして、その背後には無自覚な自己正当化が潜んでいるのではないか。

その構造は、まさに種々の差別と同じ精神的構造である。

天皇や皇族という存在の対極には、被差別部落民、在日朝鮮人、在日外国人、障害者、元ハンセン病者、LGBTQ、貧困者、犯罪者とその家族、犯罪被害者とその家族や関係者等、差別の標的となり社会から排除される人達が存在する。

そういう「社会的少数者」(人数からいえば決して少数ではない。また本来、人数の多寡は本質的ではない。)を「社会の周辺部にいる人達(マージナル)」と呼ぶならば、社会の中心(センター)に存在するのは、天皇と皇族ではないか。中心を考慮することなく放置したままで、周辺部を考慮することはできないであろう。潰すなら双方の「差別」であろう。

十三、全ての人間の尊厳を求めて

差別の問題との関りでは、各人の己の心中に根強く巣食う差別感情と、天皇への執着心、あるいは無自覚・無反省な崇敬乃至は特別視は同根ではないか。差別の解消のためには、社会的作業の前に、まず個人としての己の内的作業として、天皇という存在に対する無自覚な執着心、あるいは無自覚・無反省な同調の冷静な自己分析と解放の志向が不可欠であろう。

法の下での平等(憲法十四条)、個人としての人間の尊厳(憲法二十四条二項)、それに基づいて、社会的軛からの人間の「解放」を望むならば、日本の国家、社会、「世間」の強い軛からの解放を目指さなければならないであろう。己を縛る無自覚的な日本固有とも言える強い軛からの全ての者の解放を目指さなければならないであろう。

天皇と皇族も例外ではない。いや、天皇と皇族について、法の下での平等の保障、個人としての人間の尊厳の保障なくして、「マージナルな人々」の平等の保障と人間の尊厳の確保はありえない。中心部を放置・等閑・温存して、外縁部だけ対象としても解決にはなりえないであろう。

何人もの刑事法研究者や刑事弁護に関わる弁護士が、差別問題と関わっている。犯罪こそが、激烈であるがゆえにとっても分かりやすい差別の起こる場であることから、ある意味では必然的な現象であるとも言えよう。

元ハンセン病患者の差別問題に長年関わり続ける刑法学者の内田博文九州大学名誉教授の次の一言は、示唆的である。

『『すべての人々のために』ある社会となることを』(横山晃一郎『たった一人のために』(1990年)「あとがき」)

人類史上初めての全世界的な新型コロナのパンデミックは、日本の社会、あるいは世間学のいう日本固有の「世間」が内包する様々な差別や歪みを、否がおうにも、あぶり出し、可視化させた。

これは、差別の解消と様々な軛からの人間の解放の歴史的好機とすべきである。まずは、多くの日本人の心性という観点から、天皇という存在を顧みることから始めた

いと思う。それが、自己の中に潜み続ける抜きがたい差別感情からの自己自身の解放の第一歩だと思うからである。

最後にまた内田博文九州大学名誉教授の一文を引用したいと思う。

「研究者は、自己の研究と自己の生きた時代とを総括することなしに墓に入ることはできない。」(横山晃一郎『たった一人のために』(1990年)「あとがき」)

本稿はその出発点である。終局点ではない。

(完)